

○自治会未加入者のゴミ収集所の利用に関して、その部分に対して該当者への適正な負担が算出できない。4月16日に福井地裁で、自治会の活動経費を世帯数で按分した額の負担を求めるといった類似案件の判決も出ている。明確に示して欲しい。

また、町の自治会に対する思いは、自治会への加入を働きかけて欲しいということだと思うが、それでも加入しない人に対しては、町が設置するゴミ収集所に搬入するようにと明確に分けて欲しい。

(町) 自治会未加入者は、役場にゴミを搬入していただいてもいいが、積極的に周知すると、自治会未加入者が増えていくのではないかと心配をしている。

また、福井地裁の判決は、地裁判決なのでまだ確定していませんし、内容を精査する必要がある。弁護士等にも相談させていただきながら、検討したい。

○自治会の放送機器で録音しようとする、操作の度にガイダンスが流れる。録音する側からすれば意味がなく、ボタンひとつで放送できるようにならないか。

(町) 現行の機器では不可能です。ご理解ください。

○集会所の集まるところが2階にあるため、階段を上がれない方もいる。コミュニティ助成事業は、エレベーターの設置も対象になるか。

(町) コミュニティ助成事業は新築が対象で、既存の施設の改修は対象にはなりません。

○町からの配布物が非常に多く、それを班ごとに仕分けしなければならないため、負担が大きい。他町では、班単位で仕分けされたものが配布されると聞いた。他町の状況を確認していただき、善処していただきたい。

(町) 近隣市町の状況を確認させていただきたいと思いますが、毎年交付している「自治会総合交付金」の算定基礎に、文書配布の役務に対する部分も加味してあるので、ご理解いただきたい。